

関係法令集

目次		
1	地方自治法（抜粋）	P. 120
2	老人福祉法（抜粋）	P. 121
3	船橋市ケアハウス条例	P. 122
4	船橋市ケアハウス条例施行規則	P. 127
5	船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	P. 133
6	船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額を定める規則	P. 154
7	ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者の指定に関する要綱	P. 161
8	ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会設置要綱	P. 163
9	船橋市情報公開条例（抜粋）	P. 165
10	船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱	P. 168
11	ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の会議公開の取扱い基準	P. 173

地方自治法（抜粋）

○地方自治法（抜粋）

（昭和22年4月17日）

（法律第67号）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

老人福祉法

○老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日)
(法律第百三十三号)

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。
(平二法五八・追加、平六法五六・一部改正)

(施設の設置)

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

- 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。
- 3 市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
- 6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

(昭六〇法九〇・平二法五八・平六法五六・平九法一二四・平一一法一六〇・平一二法一一一・平一五法一一九・平二三法七二・平二九法五二・一部改正)
(平二法五八・追加・一部改正、平九法一二四・平一七法七七・一部改正)

(軽費老人ホーム)

第二十条の六 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。)とする。
(平二法五八・追加、平九法一二四・一部改正)

船橋市ケアハウス条例

○船橋市ケアハウス条例

平成17年9月30日

条例第51号

改正 平成22年3月31日条例第12号

船橋市ケアハウス条例

船橋市ケアハウス条例（平成10年船橋市条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、ケアハウスの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームとしてケアハウスを設置する。

2 ケアハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 ケアハウス市立船橋長寿園

(2) 位置 船橋市飯山満町2丁目519番地3（船橋市ケア・リハビリセンター内）

（業務）

第3条 ケアハウス市立船橋長寿園（以下「ケアハウス」という。）は、次に掲げる業務を行う。

(1) 老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与すること。

(2) その他市長が特に必要があると認めること。

（指定管理者による管理）

第4条 ケアハウスの管理は、社会福祉法人であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。

(2) ケアハウスの利用の許可に関すること。

(3) 第14条に規定する利用料の収受に関すること。

(4) ケアハウスの施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) その他ケアハウスの運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

（指定管理者の指定の申請）

船橋市ケアハウス条例

第6条 第4条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) ケアハウスの事業計画書
- (2) その他規則で定める書類
(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書によるケアハウスの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がケアハウスの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) ケアハウスの管理の実施状況及び利用状況
- (2) ケアハウスの管理に係る収支状況
- (3) その他ケアハウスの管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(定員)

第9条 ケアハウスの定員は、40人とする。

(利用の要件)

第10条 ケアハウスを利用することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 60歳以上の者であること。
- (3) 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、又は高齢のため独立して生

船橋市ケアハウス条例

活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。

(4) ケアハウスを利用することにより、自立した生活が可能となること。

2 夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）でケアハウスを利用する場合にあつては、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 夫婦の一方が前項各号に掲げる要件を備えている者であり、他の一方が55歳以上の者であつて、同項第3号及び第4号に掲げる要件を備えているものであること。

(2) 同一の居室を利用すること。

(利用の許可)

第11条 ケアハウスを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し)

第12条 指定管理者は、前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

(1) 第10条（第1項第1号及び第2号を除く。）に規定する利用の要件を欠いたとき。

(2) 正当な理由がなく利用料を滞納したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けたとき。

(4) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(5) その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(退去の義務)

第13条 前条の規定により利用の許可を取り消された者は、ケアハウスから退去しなければならない。

(利用料)

第14条 利用者は、利用料としてその負担能力に応じて、1月につき14万円を超えない範囲で規則で定める額を指定管理者に支払わなければならない。

(平22条例12・一部改正)

(利用料の収入)

第15条 利用料は、指定管理者の収入とする。

船橋市ケアハウス条例

(利用料の減額)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額することができる。

- (1) 疾病その他の事由により著しく生活が困難なとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第17条 ケアハウスを退去する者は、利用した居室を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 指定管理者及び利用者は、ケアハウスの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者及びケアハウスの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、ケアハウスの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の船橋市ケアハウス条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市ケアハウス条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(船橋市ケア・リハビリセンター条例の一部改正)

- 4 船橋市ケア・リハビリセンター条例（平成10年船橋市条例第15号）の一部を次の

船橋市ケアハウス条例

ように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年 3 月31日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市ケアハウス条例の規定は、平成22年 4 月分以後の利用料について適用し、同年 3 月分までの利用料については、なお従前の例による。

船橋市ケアハウス条例施行規則

○船橋市ケアハウス条例施行規則

平成17年 9 月30日

規則第83号

改正 平成18年 3 月31日規則第20号

平成21年 3 月31日規則第13号

平成22年 3 月31日規則第21号

平成24年 7 月 6 日規則第115号

平成28年 3 月30日規則第11号

平成29年 3 月31日規則第36号

令和元年 9 月27日規則第22号

船橋市ケアハウス条例施行規則

船橋市ケアハウス条例施行規則（平成10年船橋市規則第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市ケアハウス条例（平成17年船橋市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請書等）

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の資金収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表、貸借対照表並びに財産目録
- (3) その他市長が必要があると認める書類

船橋市ケアハウス条例施行規則

(指定の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者指定通知書（第2号様式）により、指定された者に通知するものとする。

(平28規則11・一部改正)

(利用の申請)

第4条 ケアハウス市立船橋長寿園（以下「ケアハウス」という。）を利用しようとする者は、ケアハウス市立船橋長寿園利用許可申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 所得証明書その他の所得の状況を証明する書類
- (3) 身体の状況を証する医師の診断書

2 前項の場合において、夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）で利用しようとするときにあっては、同項に規定する書類のほか、戸籍謄本又は夫婦であることを確認できる書類を添えなければならない。

(平24規則115・平28規則11・一部改正)

(利用可否の決定)

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨をケアハウス市立船橋長寿園利用可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(平24規則115・平28規則11・一部改正)

(利用の手続等)

第6条 前条の規定による利用を許可する旨の決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、速やかに誓約書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者は、ケアハウスを利用することができる日（以下「利用開始可能日」という。）から14日以内に利用を開始しなければならない。

(平28規則11・一部改正)

(退去の届出)

第7条 利用者は、ケアハウスを退去しようとするときは、退去しようとする日の30

船橋市ケアハウス条例施行規則

日前までにケアハウス市立船橋長寿園退去届（第6号様式）により、指定管理者に届け出なければならない。

（平28規則11・一部改正）

（利用許可の取消し通知）

第8条 指定管理者は、条例第12条の規定によりケアハウスの利用の許可を取り消すときは、ケアハウス市立船橋長寿園利用許可取消通知書（第7号様式）により通知する。

（平28規則11・一部改正）

（退去）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から30日以内にケアハウスから退去しなければならない。

（利用料）

第10条 条例第14条の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

（利用料の徴収）

第11条 利用料は、利用開始可能日の属する月分から徴収する。

2 月の中途において、利用を許可され、又は退去したときの利用料は、日割計算による。

3 利用者は、その月分の利用料を翌月の末日（月の途中で退去した場合は、退去した日）までに支払わなければならない。

（利用料の減額等）

第12条 条例第16条の規定により減額する額は、別表に定めるとおりとする。

2 利用料の減額を受けようとする者は、ケアハウス市立船橋長寿園利用料減額申請書（第8号様式）により、指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減額の可否を決定し、その旨をケアハウス市立船橋長寿園利用料減額可否決定通知書（第9号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（平28規則11・令元規則22・一部改正）

（所得に関する報告）

第13条 利用者は、前年の所得状況について毎年6月末日までにケアハウス市立船橋長寿園利用者所得状況報告書（第10号様式）に第4条第1項第2号に掲げる書類を添えて、指定管理者に報告しなければならない。

船橋市ケアハウス条例施行規則

(平28規則11・一部改正)

(居室の転貸等の禁止)

第14条 利用者は、居室を転貸し、若しくはその利用の権利を譲渡し、又は他の者を同居させてはならない。

(模様替等の禁止)

第15条 利用者は、ケアハウスを模様替し、又は工作物の設置をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりケアハウスの模様替又は工作物の設置をしようとする利用者は、ケアハウス市立船橋長寿園模様替（工作物設置）承認申請書（第11号様式）により、指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、管理上支障がないと認めるときは承認し、ケアハウス市立船橋長寿園模様替（工作物設置）承認書（第12号様式）により当該申請をした者に通知する。

(平28規則11・令元規則22・一部改正)

(損傷の届出等)

第16条 利用者は、ケアハウスの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成18年3月31日規則第20号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第21号）

船橋市ケアハウス条例施行規則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市ケアハウス条例施行規則の規定は、平成22年4月分以後の利用料について適用し、同年3月分までの利用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年7月6日規則第115号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第4条第2項及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第11号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成29年3月31日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市ケアハウス条例施行規則の規定は、平成29年4月分以後の利用料について適用し、同年3月分までの利用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月27日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市ケアハウス条例施行規則の規定は、令和元年10月分以後の利用料について適用し、同年9月分までの利用料については、なお従前の例による。

別表

(平18規則20・平21規則13・平22規則21・平29規則36・令元規則22・一部改正)

	対象収入による階層区分	利用料 (月額)	減額する額 (月額)
1	0円～1,500,000円	66,940円	20,000円

船橋市ケアハウス条例施行規則

2	1,500,001円～1,600,000円	71,240円	24,300円
3	1,600,001円～1,700,000円	75,540円	28,600円
4	1,700,001円～1,800,000円	79,840円	32,900円
5	1,800,001円～1,900,000円	84,140円	37,200円
6	1,900,001円～2,000,000円	88,440円	41,500円
7	2,000,001円～2,100,000円	94,740円	47,800円
8	2,100,001円～2,200,000円	101,040円	54,100円
9	2,200,001円～2,300,000円	107,340円	60,400円
10	2,300,001円～2,400,000円	113,640円	66,700円
11	2,400,001円～2,500,000円	119,940円	73,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	128,740円	81,800円
13	2,600,001円以上	133,040円	86,100円

備考

- この表中「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。以下同じ。）から租税、社会保険料、介護保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 夫婦で利用する場合のそれぞれの対象収入は、それぞれの前年の収入の額の合計額から前年の必要経費の額の合計額を差し引いた額の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 夫婦で利用する場合のそれぞれの対象収入が1,500,000円以下であるときは、それぞれの利用料は、この表に定める額から3,000円を減じた額とする。

※第1号～第12号様式の例は略

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月28日

条例第55号

改正 平成30年3月30日条例第10号

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）の例による。

(基本方針)

第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第4条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

(設備の専用)

第5条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 第24条第1項の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに入所者及びその家族等に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

(記録の整備)

第10条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第11条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物が次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該軽費老人ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居室 次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすることとする。
 - エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
 - オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- (3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

ろによる。

(1) 居室 次に掲げる要件に該当すること。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすることとする。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室 次に掲げる要件に該当すること。

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に掲げるところによる。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員配置の基準)

第12条 軽費老人ホームに置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号に掲げる栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号に掲げる調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1人

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1人以上

(3) 介護職員 次に定める員数

ア 一般入所者の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

人以上

イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当な員数を加えて得た員数

(4) 栄養士 1人以上

(5) 事務員 1人以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、軽費老人ホームの職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号に掲げる生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号に掲げる生活相談員のうち1人を置かないことができる。

7 第1項第3号に掲げる介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第3号に掲げる介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。

9 第6項及び第8項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

- 10 第1項第4号に掲げる栄養士及び同項第5号に掲げる事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。
- 11 入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいて、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、第1項第5号に掲げる事務員を置かないことができる。
- 12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者
 - (2) 診療所 その他の従業者
- 13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（平30条例10・一部改正）

（入所申込者等に対する説明等）

- 第13条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
 - 3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 軽費老人ホームは、第3項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

(対象者)

第14条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第15条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第17条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号に掲げる費用を除く。）
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。
- (サービス提供の方針)
- 第18条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(平30条例10・一部改正)

(食事)

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

第19条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第20条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第21条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第22条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第23条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (2) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- (3) 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあつては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第26条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第32条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

4 軽費老人ホームは、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過的軽費老人ホーム)

第2条 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホーム（この条例の施行の後に増築

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次条から附則第10条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして市長が指定するものについては、第3条から第34条までの規定にかかわらず、次条から附則第10条までに定めるところによる。

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第3条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第4条 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第5条 軽費老人ホームA型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造かつ平屋建ての軽費老人ホームA型の建物が次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該軽費老人ホームA型の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室
 - (2) 談話室、娯楽室又は集会室
 - (3) 静養室
 - (4) 食堂
 - (5) 浴室
 - (6) 洗面所
 - (7) 便所
 - (8) 医務室
 - (9) 調理室
 - (10) 職員室
 - (11) 面談室
 - (12) 洗濯室又は洗濯場
 - (13) 宿直室
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 居室 次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 入所者1人当たりの床面積（収納設備が設けられている部分を除く。）は、6.6平方メートル以上とすること。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- (3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）

第6条 軽費老人ホームA型に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第5号に掲げる栄養士、第6号に掲げる事務員、第7号に掲げる医師又は第8号に掲げる調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号に掲げる調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1人
- (2) 生活相談員 次に定める員数。この場合において、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が50以下のものを除き、生活相談員のうち1人を主任生活相談員とすることとする。
 - ア 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1人以上
 - イ 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2人以上
- (3) 介護職員 次に定める員数。この場合において、介護職員のうち1人を主任介護職員とすることとする。
 - ア 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4人以上
 - イ 入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4人に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1人を加えて得た員数以上
 - ウ 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10人に実情に応じた適当な員数を加えて得た員数
- (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 次に定める員数

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

- ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1人以上
 - イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2人以上
 - (5) 栄養士 1人以上
 - (6) 事務員 2人以上
 - (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数
 - (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当な員数
- 2 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の員数は、次に定めるところによる。
- (1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、1人以上
 - (2) 介護職員 次に定める員数。この場合において、一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち1人を主任介護職員とすることとする。
 - ア 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1人以上
 - イ 一般入所者の数が20を超え30以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2人以上
 - ウ 一般入所者の数が30を超え40以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、3人以上
 - エ 一般入所者の数が40を超え80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4人以上
 - オ 一般入所者の数が80を超え200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4人に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1人を加えて得た員数以上
 - カ 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10人に実情に応じた適当な員数を加えて得た員数
 - (3) 看護職員 次に定める員数

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

- ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、1人以上
- イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、2人以上
- 3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 4 第1項及び第2項の常勤換算方法とは、軽費老人ホームA型の職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第1項第2号及び第2項第1号に掲げる生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第3号及び第2項第2号に掲げる主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第4号及び第2項第3号に掲げる看護職員（同号に掲げる看護職員にあつては、同号イの規定により置かれる看護職員に限る。）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 9 第1項第5号に掲げる栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 10 第1項第6号に掲げる事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあつては、2人）は、常勤の者でなければならない。
- 11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- （軽費老人ホームA型の利用料の受領）
- 第7条 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居室に係る光熱水費
- (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

(5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

3 第1項第2号に掲げる生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

(軽費老人ホームA型における健康管理)

第8条 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

第9条 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 次条において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 次条において準用する第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、前2項の業務を行わなければならない。

(準用)

第10条 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。こ

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例

の場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは、「附則第7条から附則第9条まで並びに附則第10条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年3月30日条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する 費用の額及び生活費の上限額を定める規則

○船23橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用の額及び生活
費の上限額を定める規則

平成20年 9 月30日

規則第87号

改正 平成20年12月26日規則第100号

平成22年 3 月31日規則第31号

平成25年 3 月29日規則第36号

平成29年 3 月31日規則第37号

令和元年 9 月27日規則第21号

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用の額及び生活費の
上限額を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成24年船橋市条例第55号）第17条第1項第1号及び附則第7条第1項第1号
に規定するサービスの提供に要する費用の額並びに同条例第17条第3項及び附則第
7条第3項に規定する生活費の上限額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平25規則36・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ
ろによる。

- (1) 軽費老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する
軽費老人ホーム（次号に掲げるものを除く。）のうち、市内に住所を有するもの
をいう。
- (2) 軽費老人ホームA型 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年
厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型のうち、
市内に住所を有するものをいう。

(平25規則36・令元規則21・一部改正)

(サービスの提供に要する費用の額)

第3条 軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型におけるサービスの提供に要する費用
の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 軽費老人ホームのうち単独で設置されるもの 別表第1に定める額

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する 費用の額及び生活費の上限額を定める規則

(2) 軽費老人ホームのうち併設で設置されるもの 別表第2に定める額

(3) 軽費老人ホームA型 別表第3に定める額

(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用の額)

第4条 前条に規定するサービスの提供に要する費用のうち、入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 軽費老人ホームに入所している者及び平成3年7月1日（以下「基準日」という。）以後に軽費老人ホームA型に入所した者 別表第4に定める額

(2) 軽費老人ホームA型に基準日前から引き続き入所している者 別表第5に定める額

(生活費の上限額)

第5条 軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型における生活費の上限額として、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、毎年11月から3月までの間にあつては、当該各号に定める額に、2,150円を加えた額とする。

(1) 軽費老人ホーム 月額46,940円

(2) 軽費老人ホームA型 月額55,280円

(平29規則37・令元規則21・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行し、第1条から第3条まで、第5条及び第6条並びに別表第1から別表第3までの規定は、同年6月1日から適用する。

(平20規則100・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定中「入所者数」とあるのは、「入所定員数」とする。

(平20規則100・追加)

附 則 (平成20年12月26日規則第100号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市軽費老人ホームにおけるサービ

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する 費用の額及び生活費の上限額を定める規則

スの提供に要する費用の額及び生活費の上限額を定める規則の規定は、平成20年6月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額を定める規則の規定は、平成22年4月1日以後の利用に係るサービスの提供に要する費用の額について適用し、同日前の利用に係るサービスの提供に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額を定める規則の規定は、平成29年4月1日以後の利用に係るサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額について適用し、同日前の利用に係るサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額を定める規則の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係るサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額について適用し、同日前の利用に係るサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額については、なお従前の例による。

別表第1

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する 費用の額及び生活費の上限額を定める規則

(平29規則37・全改、令元規則21・一部改正)

入所者数	金額（月額）	
	介護職員の配置がある場合	介護職員1名を配置しない 場合
20人以下	139,600円	116,500円
21人以上30人以下	93,500円	78,100円
31人以上40人以下	82,000円	70,300円
41人以上50人以下	73,300円	63,900円
51人以上60人以下	61,900円	54,100円
61人以上70人以下	58,500円	51,900円
71人以上80人以下	51,400円	45,600円
81人以上90人以下	50,900円	45,700円
91人以上100人以下	45,900円	41,400円
101人以上110人以下	44,200円	40,200円
111人以上120人以下	40,700円	37,000円
121人以上130人以下	41,400円	37,900円
131人以上140人以下	38,500円	35,100円
141人以上150人以下	37,000円	33,800円

別表第2

(平29規則37・全改、令元規則21・一部改正)

入所者数	金額（月額）	
	介護職員の配置がある場合	介護職員1名を配置しない 場合
10人以上14人以下	142,900円	96,500円
15人以上19人以下	95,700円	64,700円
20人以上29人以下	91,200円	68,100円
30人	65,900円	50,400円
31人以上40人以下	61,300円	49,700円
41人以上50人以下	49,300円	40,100円
51人以上60人以下	41,300円	33,400円

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する
費用の額及び生活費の上限額を定める規則

61人以上70人以下	35,500円	28,900円
71人以上80人以下	31,200円	25,500円
81人以上90人以下	33,000円	27,900円
91人以上100人以下	29,800円	25,200円
101人以上110人以下	29,000円	24,900円
111人以上120人以下	26,700円	22,800円
121人以上130人以下	28,500円	25,000円
131人以上140人以下	26,600円	23,300円
141人以上150人以下	25,800円	22,600円

別表第3

(平29規則37・全改、令元規則21・一部改正)

入所者数	金額 (月額)
50人以下	119,000円
51人以上60人以下	100,200円
61人以上70人以下	86,100円
71人以上80人以下	75,500円
81人以上90人以下	72,600円
91人以上100人以下	65,400円
101人以上110人以下	64,400円
111人以上120人以下	63,100円
121人以上130人以下	62,000円
131人以上140人以下	61,000円
141人以上150人以下	62,500円
151人以上160人以下	59,200円
161人以上170人以下	58,500円
171人以上180人以下	58,000円
181人以上190人以下	57,500円
191人以上200人以下	54,800円
201人以上210人以下	55,100円

別表第4

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する 費用の額及び生活費の上限額を定める規則

対象収入による階層区分		費用徴収額（月額）	
		軽費老人ホーム	軽費老人ホームA型
1	1,500,000円以下	10,000円	10,000円
2	1,500,001円以上1,600,000円以下	13,000円	13,000円
3	1,600,001円以上1,700,000円以下	16,000円	16,000円
4	1,700,001円以上1,800,000円以下	19,000円	19,000円
5	1,800,001円以上1,900,000円以下	22,000円	22,000円
6	1,900,001円以上2,000,000円以下	25,000円	25,000円
7	2,000,001円以上2,100,000円以下	30,000円	30,000円
8	2,100,001円以上2,200,000円以下	35,000円	35,000円
9	2,200,001円以上2,300,000円以下	40,000円	40,000円
10	2,300,001円以上2,400,000円以下	45,000円	45,000円
11	2,400,001円以上2,500,000円以下	50,000円	50,000円
12	2,500,001円以上2,600,000円以下	57,000円	57,000円
13	2,600,001円以上2,700,000円以下	64,000円	64,000円
14	2,700,001円以上2,800,000円以下	71,000円	71,000円
15	2,800,001円以上2,900,000円以下	78,000円	78,000円
16	2,900,001円以上3,000,000円以下	85,000円	85,000円
17	3,000,001円以上3,100,000円以下	92,000円	93,000円
18	3,100,001円以上3,200,000円以下	全額	101,000円
19	3,200,001円以上3,300,000円以下	全額	109,000円
20	3,300,001円以上3,400,000円以下	全額	117,000円
21	3,400,001円以上	全額	全額

備考

- 1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 2 対象収入及び必要経費については、老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1「対象収入」について」

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する 費用の額及び生活費の上限額を定める規則

の取扱いによるほか、老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じて取り扱うものとする。

- 3 本人からの徴収額（月額）はこの表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。
- 4 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、この表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

別表第5

課税状況による階層区分			費用徴収額（月額）
A	所得税非課税者	市町村民税非課税者	10,000円
B		市町村民税均等割のみ課税者	15,000円
C1		市町村民税所得割課税者	20,000円
C2	所得税課税者	所得税7,300円以下	25,000円
C3		所得税7,301円以上14,900円以下	30,000円
C4		所得税14,901円以上22,200円以下	35,000円
C5		所得税22,201円以上29,700円以下	40,000円
C6		所得税29,701円以上37,200円以下	45,000円
C7		所得税37,201円以上44,600円以下	50,000円
C8		所得税44,601円以上52,200円以下	55,000円
C9		所得税52,201円以上59,800円以下	60,000円
C10		所得税59,801円以上	全額

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者の指定に関する要綱

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市ケアハウス条例(平成17年船橋市条例第51号。以下「条例」という。)第7条に規定するケアハウス市立船橋長寿園(以下「船橋長寿園」という。)の指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続を定めるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定については、条例第7条各号のいずれにも該当するもののほか、次に掲げる事項を総合的に判断して選定するものとする。

(1)身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すという設置理念に基づき適切な管理運営が図られるものであること。

(2)指定期間中、安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。

(3)利用者のニーズに合わせた事業が実施できること。

(4)施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(5)ケアハウスを運営し、また運営したことのある社会福祉法人であること。

(指定管理者の選定)

第3条 市長は、船橋長寿園の指定管理者を指定管理者に応募をしたものの中から選定する。

2 市長は、前項の選定に当たっては、別に定めるケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の選定を行ったときは、別に定めるところにより当該選定について公表するものとする。

(指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

(1)指定管理者が市の指示に従わないとき。

(2)指定管理者が、関係法令、条例、規則又は市との協定に違反したとき。

(3)指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、管理業務に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

(4)指定管理者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う団体であることが認められるとき。

(5)指定管理者の役員等(法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(6)指定管理者の役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(7)指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者の指定に関する要綱

認められるとき。

(8) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(9) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該第三者と契約を締結していると認められるとき。

(11) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することが判明し、市が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。

(12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理業務を継続することが適当でないとき市長が認めるとき。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会設置要綱

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ケアハウス市立船橋長寿園（以下「船橋長寿園」という。）の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるに当たり、船橋市ケアハウス条例（平成17年船橋市条例第51号）第4条の趣旨に基づき、公平かつ適正に選定するため、ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 船橋長寿園の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること
- (2) 指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること
- (3) その他、指定管理者候補者を選定するに当たり市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、6人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者等及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員が指定管理者に応募した法人その他の団体について、当該団体の代表その他意思決定に参画する立場又は重要な経営方針等について知りうる立場にある等利害関係を有するときは、委員の職を失う。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の開催等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条の定めるところによる。

(災害補償)

第6条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局健康・高齢部高齢者福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会設置要綱

(書面開催)

第9条 委員長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

2 書面開催とする場合、要綱第5条第2項中の「委員の半数以上が出席しなければ」を「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と、要綱第5条第3項中の「出席委員」を「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。

(廃止)

第10条 この要綱は、第2条に規定する報告をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

船橋市情報公開条例

○船橋市情報公開条例

平成14年 3月29日

条例第7号

改正 平成17年 3月31日 条例第5号

平成19年 9月28日 条例第27号

平成21年 3月31日 条例第9号

平成27年 3月31日 条例第1号

平成28年 3月30日 条例第2号

船橋市情報公開条例

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）の役員及び職員、地方公

船橋市情報公開条例

務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

船橋市情報公開条例

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(平17条例5・平19条例27・平27条例1・一部改正)

(会議の公開)

第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(平17条例5・旧第33条繰上、平28条例2・旧第25条繰下)

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

附属機関等の会議の公開実施要綱（平成14年船橋市要綱）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）第26条に規定する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「附属機関等」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開催の周知）

第2条 附属機関等を所管する課長等（以下「所管課長」という。）は、会議の開催が決定した場合は、速やかに、次に掲げる方法により会議の開催を周知するものとする。

- (1) 遅くとも会議開催の1週間前までに会議の開催に係る書面（第1号様式）を所管課等のホームページに掲載すること。ただし、緊急に会議を開催するときには、会議開催の決定後遅滞なくこれを行うこととする。
- (2) 会議（全部を非公開で行うものを除く。）を行う場合において開催場所となる施設に会議の開催の周知のための設備があるときは、当該会議の名称、日時及び場所を記載すること。
- (3) その他必要に応じて、市広報への掲載等を行うこと。

2 前項第1号の規定による会議の開催に係る書面の掲載は、当該会議の開催日の属する月の末日又は第8条第1項の規定による会議概要（第2号様式）の公表の日のうちいずれか遅い日まで行うものとする。

（公開で行う会議の会場）

第3条 附属機関等は、会議を開催する場合であって、多数の傍聴希望者が予想されるときは、傍聴者数を考慮した会場での開催に努めるものとする。

（会議を非公開とする決定）

第4条 附属機関等は、条例第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる。ただし、第1回目の会議開催前等で附属機関等において決定できないときは、所管課長が会議の非公開を決定することができる。

（傍聴者の決定等）

第5条 定員を超える傍聴希望者がある場合の傍聴者の決定は、先着順、抽選等公平かつ合理的な方法で行うものとする。

2 前項の場合において、個人情報収集するときは、傍聴者の決定の目的を達成するために必要な範囲内に限り収集するものとする。

（一部を非公開とする会議）

第6条 附属機関等は、会議の一部を非公開とする場合は、原則として公開する審議等

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

を先に行うものとし、事前にその旨を傍聴者に周知するものとする。

- 2 会長は、非公開の審議等を行う場合は、傍聴者に退席を求めなければならない。
(会議資料の配布等)

第7条 附属機関等は、会議を行う場合は、傍聴者に会議に関する資料を配布するものとする。ただし、作成に多額の費用を要し、又は配布が困難な物については、傍聴席に備え、閲覧できるようにすることができる。

- 2 前項の場合において、条例第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれているときは、当該不開示情報を除くものとする。

(会議録等の公表)

第8条 附属機関等は、公開・非公開にかかわらず、会議終了後おおむね1週間以内（特別の事情がある場合にあつては、市長が定める期間内）に会議概要を作成し、公表するものとする。ただし、会議の内容が大量であることその他会議概要を作成し、公表することが困難であるときは、この限りでない。

- 2 附属機関等は、公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録（第3号様式）を作成するものとする。ただし、会議の内容が大量であることその他会議録を作成することが困難なときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）等に記録しておくことができる。

- 3 附属機関等は、前項本文の規定により会議録（全部を非公開で行う会議に係るものを

除く。）を作成した場合は、遅滞なく会議録及び傍聴者配布用資料を公表するものとする。この場合において、非公開の審議等に係る部分の会議録の議事の部分については、次の各号のいずれかに該当するときは除き、公表に際し、その記載を省略することができる。

- (1) 会議を開催した結果、予定していた不開示情報がなかったとき。
- (2) 会議録における不開示情報を容易に区分して除くことができるとき。
- (3) 会議が終了した後、相当の期間が経過したこと等により、不開示情報に該当しなくなったとき。
- (4) その他公表することが適当であると附属機関等が認めたとき。

- 4 前項の場合において、前条第1項ただし書の規定により閲覧に供した物があるときは、当該閲覧に供した物も併せて公表するよう努めるものとする。

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

- 5 附属機関等は、第2項本文の規定により会議録（全部を非公開で行う会議に係るものに限る。）を作成した場合において、第3項各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく会議録を公表するものとする。
- 6 第1項の規定による会議概要及び前3項の規定による会議録等の公表は、所管課等のホームページへの掲載及び行政資料室での配架とし、当該公表を行った日の属する年度の翌々年度の末日まで行うものとする。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年1回、会議の公開に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行し、同日以後に開催が決定した会議について適用する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に開催が決定した会議について適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に開催が決定した会議について適用する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、同日以後に開催が決定した会議について適用する。

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

第1号様式

令和〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇会議の開催

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 傍聴者の定員（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）
- 4 傍聴の申込方法（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあつては、その理由
- 6 問い合わせ先
- 7 特記事項

第2号様式

令和〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇審議会会議概要

(令和〇〇年〇〇月〇〇日作成)

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 出席者
 - (1) 委員
 - (2) 事務局
 - (3) その他
- 4 欠席者
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあつては、その理由
- 6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）
- 7 決定事項

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

- 8 その他
- 9 問い合わせ先

第3号様式

令和〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇〇審議会会議録

(令和〇〇年〇〇月〇〇日作成)

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 出席者
 - (1) 委員
 - (2) 事務局
 - (3) その他
- 4 欠席者
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
- 6 傍聴者数 7 決定事項
- 8 議事

審議経過、結論等が明確となるよう作成し、原則として個々の発言者氏名及び発言内容の

要旨を記載してください。

- 9 資料・特記事項
- 10 問い合わせ先

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の会議の 公開の取扱い基準

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の会議の公開の取扱い基準

(趣旨)

第1条 この取扱い基準は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）第26条及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（以下「要綱」という。）の適用を受けて実施する、ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

(非公開)

第2条 会議は条例第26条に規定する各号のいずれかに該当する場合は非公開とする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は、会議の開催ごとに委員長が定める。

(傍聴の受付)

第4条 傍聴の受付は会議を開催する場所で行うものとし、要綱第5条に定める先着順による場合のほか、次の各号に定める方法により決定することが出来る。

(1) 事前申込による先着順

(2) 当日の抽選

(3) 事前の抽選

2 傍聴しようとするものは、受付票に住所、氏名及び電話番号を記載しなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険物を所持している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を持っている者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 異様な服装をしている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持又は携行している者

(7) その他会議の運営に支障をきたすおそれがあると認められる者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第3号までに規定する物品の所持について質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の会議開催場所への入場を禁止することができる。

4 小学生以下の者は、傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得たときはこの限りではない。

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の会議の 公開の取扱い基準

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を公表しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、哄笑するなど騒ぎ立てないこと。
- (3) ヘルメット、鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用して示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに離席しないこと。
- (6) 他の人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 委員長は、前項に定める事項を遵守しようとしなない傍聴者に対し、退出を命ずることができる。

(写真撮影、録音等の制限)

第7条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(傍聴者の退場)

第8条 委員長は、審議の過程において非公開とすべき事案が発生した場合には、会議に諮ってその事案について非公開とすることができる。

2 前項の場合、委員長は非公開とした理由を告げて、傍聴者を退出させなければならない。

(補則)

第9条 この取扱い基準に定めるもののほか、会議公開に関し必要なことは別に定める。

附 則

この取扱い基準は、令和3年4月1日から施行する。

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の会議の 公開の取扱い基準

会議を非公開とする場合の内規

1. 非公開の決定に関すること

(1) 船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）第26条各号に規定する事由により、委員会を非公開とする場合には、条例及び附属機関等の会議の公開実施要綱（以下「要綱」という。）では、事前に会議の公開・非公開が決定され情報公開されることから、予め、委員長と協議の上公開・非公開を決定するものとする。

(2) この場合委員長は、非公開としたこと及びその理由について会議に報告するものとする。

2. 非公開の理由が消滅したときの情報公開に関すること

非公開とした会議の終了後において、非公開の理由が消滅した場合は、要綱第8条の規定により、その会議の会議録等を整備し、速やかに情報提供を行うものとする。

